



合計			
----	--	--	--

記入上の注意：欄が不足する場合、別紙で作成してください。農産物の区分は、追記 1 を参照。格付実績がない場合は、「実績なし」と記載してください。量の単位は、k g です。

追記 1：認証生産行程管理者が格付の実績報告を行う場合の農産物の区分

(2021 年改訂の 2021 年、2022 年、2023 年変更なし)

- ① 野菜（タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む）
- ② スプラウト類
- ③ 果実
- ④ 米
- ⑤ 麦
- ⑥ そば
- ⑦ 大豆
- ⑧ その他豆類（落花生を含む）※小豆、いんげん豆、えんどう豆、ささげ、そらまめ、落花生、緑豆等。  
ただし、豆類のうち未成熟のものは野菜に分類してください。（えだ豆、えんどう、そらまめ、スナックエンドウ、モロッコインゲン等）
- ⑨ 雑穀類（トウモロコシ、きび、アマランサス等）
- ⑩ ごま
- ⑪ 緑茶（生葉）
- ⑫ 緑茶（荒茶）
- ⑬ その他茶葉（紅茶の生葉、ルイボス等）
- ⑭ コーヒー生豆
- ⑮ ナッツ類（栗を含む）
- ⑯ さとうきび
- ⑰ こんにゃく芋
- ⑱ パームフルーツ
- ⑲ きのこと類
- ⑳ 桑葉
- 21 植物種子（ひまわりの種、菜種、亜麻の種等）
- 22 香辛野菜、香辛料原料品（ハーブを含む）
- 23 カエデの樹液
- 24 その他の農産物 （①～23 及び 25 以外）

25 米ぬか（小袋詰めして販売した場合）

（注記）：米糠は加工食品に分類されています。農林水産省への報告では加工食品の項目で報告します。加工食品ですが、例外的に有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者（精米業者）に格付の表示が認められていますので、この用紙で報告いただけるように有機中央会が独自でこの項を設けたものです。

改訂履歴

第 3 版 2007 年 4 月 10 日 改正 J A S 法のもとづく様式に変更

第 4 版 2011 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第 5 版 2012 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第 6 版 2013 年 4 月 8 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第 7 版 2017 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第 8 版 2018 年 4 月 19 日改訂 4 月 1 日からの JAS の改正施行への対応

第 9 版 2021 年 4 月 9 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第 10 版 2023 年 4 月 22 日 2023 年用に編成